

さがみはらグリーンボンド フレームワーク



令和6年10月
相模原市

1. はじめに

相模原市(以下、「本市」)は、以下のとおり、さがみはらグリーンボンドフレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則 2021 及び環境省グリーンボンドガイドライン 2022 年版に基づいて策定され、本市は本フレームワークに基づきグリーンボンドを発行します。

1.1 本市概要

本市は、首都圏南西部、神奈川県北部に位置し、人口約 72 万人を有する政令指定都市です。市内には JR 東日本、京王電鉄、小田急電鉄合わせて 6 つの鉄道路線が通り、近年は、圏央道相模原 IC と相模原愛川 IC の相次ぐ開業など、交通アクセスの良さを背景に、大きく発展を続けてきました。

市の真ん中には相模川が横断し、東側には相模原台地、西側には丹沢山地・秩父山地が広がっており、また相模原麻溝公園や相模原北公園など大規模な公園も多く点在しており、東京都心まで 1 時間という利便性の高さを持ちながらも、川や山を身近に感じることができる自然豊かなまちです。

1.2 気候変動に対する本市の取組

1.2.1 さがみはら気候非常事態宣言

地球温暖化の影響と言われている気候変動により、世界各地で様々な影響が顕著となっており、本市においては、令和元年東日本台風において中山間地域を中心に多数の土砂災害が発生するなど、かつてない規模の被害が発生しました。

このことから、気候変動のもたらす影響が、誰もが直面する危機であるという認識を市全体で共有するとともに、温室効果ガスの排出抑制や、集中豪雨などの自然災害や猛暑による健康被害などへの対策に、全市一丸となって取り組む必要があることから、令和 2 年相模原市議会 9 月定例会議での議決を経て、政令指定都市として初の気候非常事態宣言となる「さがみはら気候非常事態宣言」を表明しました。

(以下、抜粋)

本市は、気候変動のもたらす影響が今、急速に広がり、誰もが直面する危機であることを市全体で共有するとともに、SDGs の目指す持続可能な社会の実現に向けて、気候変動への日常の備えや地球温暖化対策の推進など、次に掲げる取組を全市一丸となって進めることを宣言します。

1. 深刻化する集中豪雨などの自然災害、猛暑による健康被害などから、市民の命と生活、安全を守るため、地域特性に基づく気候変動の影響への適応策に取り組みます
2. 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、いきいきとした森林の再生等に取り組むことで、脱炭素社会の実現に向け、2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します
3. 気候変動問題について、市民、企業、団体、行政等あらゆる行動の主体が情報を共有するとともに、相互に連携及び協力をし、全市一丸となって行動します

1.2.2 第 2 次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～

本市は、「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明しました。この目標達成に向け、「脱炭素社会の実現」達成までの道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を令和 3 年 8 月に策定しました。さらに、令和 5 年 4 月には、「相模原市地球温暖化対策推進条例」を改正し、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」として新たに施行しました。

地球温暖化に関する国内外の動向や、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例の施行等を踏まえ、2030 年度二酸化炭素排出量の削減目標を新たに設定し、2050 年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、令和 5 年 11 月に第 2 次相模原市地球温暖化対策計画を、「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ

2050～」(以下、「温対計画(改定版)」)へ改定しました。

「温対計画(改定版)」は、「相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)」及び「さがみはら脱炭素ロードマップ」を統合しており、地球温暖化対策を総合的に推進するものです。

長期的に目指す姿<相模原市における 2050 年の姿>

ライフスタイルの脱炭素化が進み、脱炭素社会(二酸化炭素排出量実質ゼロ)が実現しており、平均気温の上昇は 1.5℃程度の水準にとどまっている。

温室効果ガスの排出削減に向けた取組

[温室効果ガスの削減目標]

- ・ 令和 12(2030)年度の市域における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を、平成 25(2013)年度比で 50%削減する。

[再生可能エネルギーの導入目標]

- ・ 令和 12(2030)年度の市域における再生可能エネルギー導入量を 3,478TJ とする。

1.2.3 相模原市 SDGs 未来都市計画

令和 2 年 7 月 17 日、本市の SDGs の推進に向けた取組と、発展を続ける都市部と雄大な自然の調和や共生社会の推進などの高いポテンシャルが評価され、「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs 未来都市に選定された都市は、「SDGs 未来都市等提案書」の内容を具体化した計画を策定し、実施する必要があるとあり、本市ではこれを受け、「相模原市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。

また、本計画の一環として、自律的好循環の形成に向けて、SDGs を推進する企業や団体等を登録する SDGs パートナー制度を創設しました。

さらに、本市の最上位計画である「相模原市総合計画」(令和 2 年 3 月策定)において、SDGs を踏まえた施策の推進を掲げ、全ての施策と SDGs のゴールを紐づけ、経済・社会・環境の三分野全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、多様な主体との連携・協働による統合的解決の視点を持って取組を進めることとしています。

SDGs を踏まえた各施策・事務事業の進捗状況は、取組の中で明らかとなった課題等を踏まえて、評価・検証を行い、PDCA サイクルを効果的に機能させて SDGs の達成に向けた取組を推進します。

1.3 さがみはらグリーンボンド発行の意義

さがみはらグリーンボンドの発行は「温対計画(改定版)」の取組を加速させ、「相模原市 SDGs 未来都市計画」の実現に貢献するものと考えています。また、さがみはらグリーンボンドの発行をきっかけとして、本市が地球温暖化対策に率先して取り組む姿勢を明確に示すことで、SDGs パートナーに登録している事業者ははじめ地域の皆さまの ESG への関心の向上を図り、持続可能な社会実現に向けた取組を推進し、「地域循環共生都市さがみはら」を目指してまいります。

2. 調達資金の用途

さがみはらグリーンボンドにより調達した資金は、ICMA によるグリーンボンド原則 2021 におけるグリーンプロジェクトカテゴリーのうち以下に挙げるものを本市のグリーン適格プロジェクト分類とし、該当するプロジェクトに充当します。対象の適格プロジェクト例は表のとおりです。

グリーンボンド原則 プロジェクトカテゴリー と環境目標	適格プロジェクト 例	想定される効果	関連する SDGs
省エネルギー (環境目標: 気候変動 の緩和)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設における高効率機器の導入 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 高効率空調設備・昇降機等の導入 ✓ 照明の LED 化 ・ 市有施設の建設・改修 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの認証を取得済みもしくは取得予定の施設 	環境負荷の低減 (温室効果ガスの排出削減)	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を
再生可能エネルギー (環境目標: 気候変動 の緩和)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設への再生可能エネルギー設備導入 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 太陽光パネルの導入 		
汚染防止と管理 (環境目標: 汚染防止 と管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道関連事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 下水道施設及び高度処理型浄化槽の整備・改築・更新工事及び関連経費 ・ 一般廃棄物最終処分場における地下水のモニタリングに必要な観測井の電気設備等の移設 	水質汚染の防止	6. 安全な水とトイレを世界中に 13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさを守ろう
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 (環境目標: 気候変動 への適応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全用地の取得 ・ 公園の整備(樹木管理等) ・ 良好な水辺空間の形成に資する事業 	都市緑地の保全・創出	13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさを守ろう

<p>気候変動への適応 (環境目標:気候変動への適応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の改修 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 護岸改修 ✓ 浚渫 ・ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 急傾斜地崩壊対策 ✓ 崩落防止対策・復旧 ・ 道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 台風で被災した道路の復旧 ✓ 土砂災害防止対策(法面修繕工事等) ✓ 気象災害等の災害下でネットワーク機能を維持するための道路の整備 ・ 下水道関連事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 下水道施設及び農業集落排水施設の整備・改築・更新工事及び関連経費 ✓ 合流式下水道の改善 	<p>水災害や土砂災害等の気象災害発生時の被害の緩和</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤を作ろう 11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさも守ろう</p>
-------------------------------------	---	--------------------------------	---

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

適格プロジェクトは、市長公室 みんなのSDGs推進課及び環境経済局 ゼロカーボン推進課が各部局にヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出、適格性の検討を行った上で選定し、財政局 財政担当部長が最終的に決定します。

また、適格プロジェクトについては、各種法令等に沿って適切に対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しています。

4. 調達資金の管理

(1) 調達資金の紐づけ方法と追跡管理の方法

地方自治法第 208 条に基づく会計年度独立の原則に基づいて、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入(地方債によって調達された資金もこれに含む)をもってこれに充てられます。従って、さがみはらグリーンボンドにより調達された資金は、当該会計年度中に適格プロジェクトに充当されます。

なお、各適格プロジェクトの充当状況については、財政局 財政課と各部局予算決算担当課が連携して、充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう、適切に管理します。

会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含む本市全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、市の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して市議会に提出され、承認されます。

(2) 調達資金の追跡方法に係る内部統制

さがみはらグリーンボンドの調達資金については、本市の会計制度に基づいた歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上に資金使途と支出額を明確に示します。

(3) 未充当資金の管理方法

未充当資金が発生した場合には充当されるまで、本市の資金運用方針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用します。

5. レポーティング

(1) 資金充当状況レポーティング

資金を充当したプロジェクトカテゴリー及び充当金額については、実務上可能な範囲で、本市のウェブサイト上において、起債した年度の翌年度に開示します。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

(2) インパクト・レポーティング

資金を充当したプロジェクトの実施により得られた以下の環境改善効果に関する指標等を、実務上可能な範囲で、本市ウェブサイトにて起債した年度の翌年度に開示します。なお、プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

グリーンボンド原則 プロジェクトカテゴリー	適格プロジェクト 例	レポーティング項目 例
省エネルギー	・ 市有施設における高効率機器の導入	・ 事業名、施設名 ・ 実施内容(導入機器名称を含む) ・ 導入件数 ・ エネルギー削減量(kWh) ・ CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)
	・ 市有施設の建設・改修	・ 事業名、施設名 ・ 第三者認証の水準 ・ CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)
再生可能エネルギー	・ 市有施設への再生可能エネルギー設備導入	・ 事業名、施設名 ・ 実施内容(導入設備名称を含む) ・ 発電量(kWh) ・ CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)
汚染防止と管理	・ 下水道関連事業	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施距離(m)、または個数
	・ 一般廃棄物最終処分場における地下水のモニタリングに必要な観測井の電気設備等の移設	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	・ 緑地保全用地の取得 ・ 公園の整備(樹木管理等) ・ 良好な水辺空間の形成に資する事業	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(m ²)、距離(m)、または本数

気候変動への適応	・ 河川の改修	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施距離(m)
	・ 土砂災害対策	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(m ²)または距離(m)
	・ 道路の整備	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(m ²)または距離(m)
	・ 下水道関連事業	・ 事業名、実施箇所 ・ 実施内容 ・ 実施面積(m ²)または距離(m)

6. 改訂履歴

年月	内容
・ 令和5年1月	・ 初版
・ 令和6年10月	・ 1.2.2 第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ2050～ 更新

7. 参考書類

1. グリーンボンド原則 2021(ICMA)
2. グリーンボンドガイドライン 2022年版(環境省)
3. さがみはら気候非常事態宣言(相模原市、令和2年)
4. 第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)
～さがみはら脱炭素ロードマップ 2050～(相模原市、令和5年)
5. 相模原市 SDGs 未来都市計画(相模原市、令和2年)

以上